



事 務 連 絡
令和5年11月2日

独立行政法人日本スポーツ振興センター
公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本オリンピック委員会 御中
公益財団法人日本パラスポーツ協会
一般社団法人大学スポーツ協会

スポーツ庁地域スポーツ課

スポーツにおけるインテグリティの確保に向けて

今般、大学スポーツにおいて、薬物事案、ハラスメント等の不祥事が相次いで発生しております。

このため、今般、別添のとおり、スポーツにおけるインテグリティの確保に向けたメッセージを公表いたしました。これは、スポーツに携わる全ての者がスポーツ基本法の理念を踏まえ、インテグリティ（誠実性・健全性・高潔性）を確保していただくことをお願いするものです。

については、各統括団体におかれては、本メッセージの内容を加盟団体・関係団体等に周知するとともに、周知いただいた団体に対し、それぞれの立場からご指示いただき、スポーツにおけるインテグリティ強化に資する取組をしてもらいたいと考えています。

（参考）

スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）前文抜粋

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

【本件連絡先】

スポーツ庁地域スポーツ課

電話 03-5253-4111（内線 3954）

03-6734-3954